

① 学校内での感染防止対策について

小牧市では、5月15日(金)開催の第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、5月25日(月)から分散登校を開始し、段階的に小中学校を再開することといたしました。学校再開にあたっては、下記のような感染防止対策に取り組んでまいります。

記

1 学校生活について

常に3つの条件を意識して、同時に重なる状況が発生することを避け、**手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策を徹底します。**

【密閉】換気の悪い密閉空間

【密集】多くの人が集まる

【密接】近距離での会話など

※上記内容を教職員、児童生徒へ周知し、特に密集・密接について、各自で気をつけるよう指導します。

① 登校時について

- ・手洗い場で石けん等を使用し、流水での手洗いを指導します。
- ・手作りマスク等を含め、マスクの着用を指導します。
- ・各家庭で記入してもらった「健康観察カード」により健康状態を確認します。
- ・発熱など風邪症状が見られる場合は、早退等のためご家庭に連絡させていただきます。

② 授業について

- ・教室内の席の間隔を広めにとって授業を行います。
- ・こまめに換気を行います。
- ・グループ学習を控え、向き合って会話をする場面を作らないように配慮します。

③ 放課について

- ・教室の窓や出入口を開けて換気を行います。
- ・こども同士が密接な状況にならないよう声かけします。

④ 給食について

- ・給食前の手洗いを徹底します。
- ・特に給食当番のマスク着用、手指消毒を徹底するとともに配膳台を消毒します。
- ・配膳は、給食当番が個々の机に配ります。(手渡し送りは行いません。)
- ・会食の際は、机を向かい合わせにしないようにし、会話を控えるようにします。
- ・6月12日(金)までは、主食を個別包装のパンとします。

⑤ 部活動について

- ・再開については、通常授業再開後の様子を見て、後日決定します。なお、部活動再開後も当面の間、感染防止に努め校内での活動のみとします。

⑥ 児童生徒による教室等の清掃活動について

- ・清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要なため、換気のよい状況で、マスクを着用して行うようにします。清掃が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うように指導を徹底します。

⑦ 教職員によるトイレ清掃、及び清拭消毒について

- ・新型コロナウイルス感染症について、トイレでの感染リスクの指摘があることから感染防止対策として、当面、学校のトイレ清掃（手洗い場を除く）は、用務員を含めた教職員が児童生徒の下校後に行います。
- ・多くの児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、水道蛇口ハンドル部など）は、教職員が原則1日3回（2時限目の放課後・給食後の放課後・下校後など）清拭用消毒液による清拭消毒を行い、衛生管理を徹底します。

■用務員の増員配置について

感染防止対策を強化、徹底するため市内25小中学校の用務員を1名増員し各校2名体制とします。

なお、この募集にあたり、市は5月26日に一般会計歳入歳出予算の補正の専決処分を行い、予算措置を行いました。

・予算額 小学校：29,789千円 中学校：16,759千円

⑧ その他

- ・屋内での全校集会を控え、屋外での実施や校内放送の活用、時間短縮に努めます。
- ・教職員も自身の検温や風邪症状に留意し、体調管理に努めます。
- ・海外からの体験入学なども含め、差別、偏見、いじめ等が起こらないように全教職員で共通理解を図り指導します。

2 感染者等が発生した場合の対応について

- ・新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者に特定された児童生徒（保護者等ご家族を含む）については、出席停止とします。
- ・児童生徒、または教職員の感染が判明した場合は、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否など総合的に考慮し、県の衛生部局に相談した上で、2週間程度（校舎内の消毒3日間を含む）の臨時休校を判断します。

- ・感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別、いじめ等の防止に努めます。

② 休校に伴う学習の保障等について

臨時休校が長期化したことで学習の遅れが懸念されていますが、市内小中学校では、すべての学年において、学習内容を今年度中に修了させるため、次のような工夫をして授業時数を補います。

その際、教育活動全般のバランスを考えながら、児童生徒のストレスが増大しないようにも努めていきます。

1 新年度（４～５月）の授業の欠時数

<小学校> 合計 約150～175時限（各学年による）

<中学校> 合計 約175時限

2 学習保障のための工夫と新たに確保する授業時数（年間）

- 夏休みを短縮して授業日（半日授業・給食あり）を13日間設定します。その際、授業時間を短縮することで、午前中に5時限の授業を行い、合計約65時限を確保します。（但し、期間中の熱中症対応も考慮し、気象状況を見て変更する場合があります。）
- 2学期以降も、授業時間を短縮することで、新しく授業を1時限設定し、1日あたりの授業時数を最大7時限に拡大し、合計約75時限を確保します。
- 授業時間を短くすることについては、現在、各校に整備されているICTを活用して効率化を図ったり、家庭学習と関連させたりしながら、質を落とさないように努めていきます。
- 運動会・体育大会や文化祭等の学校行事の計画・内容・準備期間等を見直し、縮小することで、小学校：約20～30時限、中学校：約30時限の授業時数を確保します。
- 今年度、定期健康診断が未実施であること、また、新型コロナウイルス感染防止のため、小中学校での体育における水泳指導を中止します。小学校では、中止となった水泳指導の時間、10時限程度を体育以外の授業時間に充てます。
- 日々の朝学習の時間（10分×4日）を授業時間とすることで、15時限程度を確保します。この時間には問題練習や発展学習に取り組みさせます。
- その他、各教科の学習内容を見直し、中心的な内容を重点的に扱うことで5時限程度の授業時間を確保します。

※今後の感染状況によっては、冬季休業中に授業日を設定することも考えています。

※今後、国・県の要請や感染拡大により、取り組みを変更していくことがあります。

その際は、配信メールやHPでお知らせします。

③ 小中学生へのタブレット端末配備と関連組織の整備について

≪タブレット端末配備について≫

学校再開後の新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、家庭でのオンライン学習の環境を整えるため、児童生徒への1人1台のタブレット端末の配備を今年度早期に進めることとし、これに要する経費を6月の定例市議会に補正予算として提案する。

1. 整備台数等

児童生徒1人1台分 新規整備 11,569台

(小学校 8,487台 中学校 3,082台)

2. 事業費（5年間のリース契約総額）及び補正予算額

事業費：約19億8,000万円（このうち、約3億8,200万円に国庫補助充当）

補正予算額：約1億5,900万円（今年度は、10月分～3月分の6ヶ月分）

※端末本体のほか、充電保管庫、ソフトウェア、保守費用等を含む。

3. 想定活用例

（通常時）

- ・各教室で、授業支援ソフトウェアや電子黒板等を活用し、子どもたち一人ひとりの反応や考えを即時に把握しながら、発表や意見交換、共同編集作業をするなどの協働学習を行う。
- ・カメラ機能を活用し、互いの発表やスピーチの様子、体育での自分の身体の動きを録画、再生することで、確認したり、助言し合ったりできる。
- ・校内で、デジタルドリルを活用し、一人ひとりの学習の理解度に応じた個別学習を行う。

（非常時）

- ・臨時休校などの非常時においては、オンライン学習（動画配信）のほか、課題や授業動画等を保存した端末を貸し出して、家庭学習に活用する。

≪関連組織の整備について≫

令和2年7月実施の行政組織改正で、教育委員会に「学校教育ICT推進室」を新設する。

これは、学校教育におけるICTを活用した学習環境を早急に整え、導入後の管理やICTを活用した教育を推進するための体制を整備することを目的としたものである。

新たな組織では、ICT教育の推進に係る総合的な企画及び調整から、ICT機器の整備・更新、授業等での利活用、校務の情報化等を、専門的かつ一体的に所管することになる。

今回の組織新設により、今後、再び臨時休校等の非常時となった場合でも、ICTの活用により全てのこどもたちの学習機会を保障できる環境を早急に実現するとともに、全児童生徒1人1台端末の整備により、

急速に充実させる ICT 環境の有効活用が一層推進されることとなる。